

大会宣言

本年 4 月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律が国民的理解を得て、真に差別のない共生社会が実現することを願います。

また、我が国の高齢化率が急速に進むなか、身体障害者手帳所持者（約 400 万人）の 7 割が 65 歳以上の高齢者です。これまで、介護保険優先原則からサービス支給に市町村格差があることが問題視されてきました。そのため、障害者総合支援法施行 3 年後の見直しでは、高齢障害者に対する支援の在り方に重点がおかれ、一定の成果をみました。

さらに、東日本大震災から 5 年の年月が過ぎましたが、なかなか進まぬ復興の加速と、熊本地震に迅速な支援・復旧が求められます。

このように諸課題が山積するなか、地域の一員として「安全安心な環境づくり」「共に支え合う地域社会」の実現に向けて、障害者自らがさまざまな場面に積極的に参画するとともに、一致団結して以下に取り組むことを誓い、ここに宣言します。

- 一、私たちは、障害者差別解消法に実効性をもたせるために、条例をつくることを求めます

- 一、私たちは、全ての市町村において等しいサービス・支援が受けられることを求めます。

- 一、私たちは、東日本大震災の復興と熊本地震の復旧を加速すると共に、ユニバーサルデザインによる誰もが住みやすい環境が整備されることを求めます。

平成 28 年 7 月 1 日

第 30 回 宮城県身体障害者福祉大会